



ご自宅で投票できます



◆次の方は、ご自宅などで、郵便によって不在者投票ができます。

身体障害者手帳(戦傷病者手帳)に記載してある障害の程度	両下肢、体幹、移動機能	1級もしくは2級 (特別項症から第2項症)
	心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう、直腸、小腸	1級もしくは3級 (特別項症から第3項症)
	免疫、肝臓	1級から3級
介護保険の被保険者証	介護の状態区分	要介護5

◆更に次の要件にも該当する方は、あらかじめ届出をした代理記載人(選挙権を有する人)に、投票を記載させることができます。

身体障害者手帳の交付を受けている方	上肢又は視覚の障害の程度が1級
戦傷病者手帳の交付を受けている方	上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで

あらかじめ、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。詳しい手続きは、区選挙管理委員会へお問合せください。
港南区選挙管理委員会 電話 847-8308